

申告に必要なもの

- ① 印鑑（認印）
- ② 給与・年金などの源泉徴収票の原本
- ③ 各種保険料の支払証明書（生命保険料・地震保険料・国民年金保険料）
- ④ 医療費控除を受ける人は医療費の領収書・寄附金控除を受ける人は寄附金の受領証
- ⑤ 障害者控除を受ける人は障害者手帳などの証明書
- ⑥ 還付を受ける人は本人名義の金融機関の通帳
- ⑦ 新規に口座振替納税を希望される人は、本人名義の通帳とその届出印



申告相談の日程表

《還付申告》

日	時	場 所	対象地区
2月2日（月）～3月16日（月） （土、日曜日・祝日を除く）	9:00～16:00	越前町役場	全 地 区

※2月17日（火）、24日（火）の2日間、税理士による申告相談を実施します。

《町県民税申告・確定申告》

日	時	場 所	対象地区
2月16日（月）～3月16日（月） （土、日曜日を除く）	9:00～16:00	越前町役場	全 地 区
2月17日（火）～18日（水）	9:00～16:00	宮崎コミュニティセンター	宮崎地区
2月24日（火）～25日（水）	9:00～16:00	織田コミュニティセンター	織田地区
3月3日（火）～4日（水）	9:00～16:00	越前コミュニティセンター	越前地区

申告のお願い

申告期間中は、申告会場が大変混雑します。スムーズに申告を済ませるためにも、申告前の準備や自分で出来るだけ申告書を記入し、必要な書類を必ず持参してください。

- ・農業所得や事業所得などの申告をされる人は、収支内訳書の記入（平成26年分から帳簿作成が義務付けられています）
- ・医療費控除を申告される人は、医療機関別、受診した人ごとに整理・集計（生命保険など各種助成金の受領額も集計してください）

青色申告や土地・株式の譲渡所得、山林所得などがある人は
税務署で申告してください。



問合せ先 武生税務署 ☎22-0890 税務課 ☎34-8709

所得税・町県民税の申告の時期です！

申告期間

2月16日（月）～3月16日（月）

所得税の確定申告、町県民税の申告が2月16日（月）から始まります。
次ページの申告相談日程表を参考に、該当する人は必ず申告をお願いします。
確定申告書は、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーを利用して作成できます。
なお、郵送や電子申告（e-Tax）で提出することも可能ですのでご利用ください。

確定申告が必要な人

- ・1か所からの給与収入以外に年金・事業・不動産など20万円を超える所得がある人
- ・給与収入が2,000万円を超える人
- ・アルバイトなど2か所以上からの給与収入があり、年末調整をしなかった給与の収入金額と、事業・不動産などの所得との合計額が20万円を超える人
- ・公的年金等の収入以外に給与や事業・不動産など20万円を超える所得がある人
- ・各種の所得の合計額が扶養控除や基礎控除などの所得控除の合計額を超える人
- ・給与所得の源泉徴収票に記載されている扶養控除や配偶者控除などを修正する人

確定申告をすると税金が戻る人

- 確定申告をすれば、納め過ぎた所得税が戻ることがあります。
- ・平成26年の途中で退職し、再就職しなかったため年末調整を受けなかった人
- ・源泉徴収税額のある給与所得者・年金所得者で、年末調整を受けていない生命保険料控除や医療費控除などを受けることができる人
- ・住宅ローンなどを利用してマイホームの新築・増改築などをした人

公的年金を受給している人

国民年金や厚生年金などの公的年金収入は、「雑所得」の対象となります。
公的年金収入額が400万円以下で他の所得が20万円以下の人については、確定申告は不要ですが、町県民税申告が必要です。
「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない配偶者控除や社会保険料控除、障害者控除などの控除を受けるためには申告が必要です。

町県民税の申告について

- 平成27年1月1日現在、越前町に住所がある人は、町県民税の申告が必要です。
- ただし、次に該当する人は町県民税申告の必要はありません。
- ・確定申告をする人
- ・給与所得のみで、勤務先から役場に給与支払報告書が提出されている人
- ・公的年金等に係る所得のみで、所得控除を追加しない人
- ・前年中に所得がなく、同一世帯者から扶養親族として報告されている人

申告をしないと…

- 所得・課税証明書の発行ができません。
- ・国民健康保険税の軽減
- ・国民年金保険料の免除
- ・児童手当等の支給などの行政サービスが受けられません。

